

滋賀県幼児交通安全功労団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり幼児の交通安全指導に努力し、特に顕著な功労があった団体を表彰することによって、幼児の交通安全に対する意識高揚を図り、幼児の交通安全を推進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 この表彰の対象は、滋賀県内において、多年にわたり幼児の交通事故防止のため、交通安全意識の高揚、交通安全指導および教育の徹底を図り、幼児の交通安全に特に顕著な功労があった団体とする。

(表彰の対象の除外)

第3条 次に掲げるものは、この表彰の対象から除外する。

- (1) 滋賀県幼児交通安全功労団体表彰を受けた団体に、表彰後3年を経過していない団体
- (2) 犯罪容疑、刑罰、行政処分を受けた後、相当の期間が経過していない等、県民感情にそぐわない団体

(表彰の基準)

第4条 この表彰の基準は、地域において幼児を対象とした交通安全指導および交通安全教室を積極的に行い、幼児の交通安全に特に顕著な功労がある等、他の模範となる団体とする。

(推薦の方法)

第5条 この表彰における被表彰団体は、市町長その他の推薦者または被表彰団体の代表者が、別に定める日までに、滋賀県土木交通部長に対し「幼児交通安全功労団体表彰推薦書」により推薦するものとする。

ただし、滋賀県土木交通部長から団体の長に対して、別途、実績等の報告を求めることができることとする。

(被表彰団体の選考方法)

第6条 被表彰団体は、滋賀県土木交通部長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 この表彰は、滋賀県幼児交通安全指導者研修会において、表彰状を授与して行う。

付 則

この要綱は、昭和63年5月20日から施行する。

この要綱は、平成9年5月23日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。